

亀山市子どもの貧困調査 アンケート調査の実施方針

〈1 共通方針〉

亀山市における子どもの貧困に関する実態や意向などを把握することにより、子どもの貧困対策として取り組むべき施策を検討するための基礎資料とするとともに、亀山市における「貧困」の定義づけを行うための調査と位置づけ、下記の2つの調査を実施することとします。

アンケート調査においては、ヒアリング調査で得られた情報をもとに調査対象や調査内容を設定するとともに、経済的貧困だけでなく、「心の貧困や文化的貧困」にかかわる親子関係や自己肯定感といった側面についても訊くこととします。

〈2 支援利用者調査の実施方針〉

調 査 方 針	就学援助家庭の多くはひとり親家庭であり、子どもの貧困の実態を探るためには、児童扶養手当受給家庭及び就学援助家庭への調査を行う。
対 象	児童扶養手当受給家庭、就学援助家庭の全数 約 300 件
想 定 設 問 数	内閣府調査などを参考とした約 50 問
主な調査内容	○回答者の属性、家庭の状況、収入など ○就学援助や児童扶養手当の状況、教育費の負担の大きさ ○教育などにお金をかけられない状況の有無 ○進学希望、奨学金の認知 ○健康状態と受診状況 ○学習支援の認知・希望、子ども食堂の認知・希望 ○相談相手、支援・助成制度の認知 ○今後必要となる施策
調 査 方 法	郵送法
調査実施時期	平成 31 年 1 月頃

〈3 全体調査の実施方針〉

調 査 方 針	貧困家庭とそうでない家庭との差異がどこに現れているかを探るため、就学前から高校生までの保護者への調査を行う。
対 象	就学前児童、小・中学生、高校生を持つ家庭から抽出した約 2,000 件
想 定 設 問 数	支援利用者調査と共通するもののうち、比較することが有効な約 20 問
主な調査内容	○回答者の属性、家庭の状況、収入など ○学習状況、教育に対する心配ごと ○子どもと保護者の自己肯定感、親子のかかわり ○生活の状況（食事、就寝・起床、ゲーム・スマホ） ○地域社会とのかかわり
調 査 方 法	園・学校を通じた直接配布・直接回収法（一部、未就園児は郵送法）
調査実施時期	平成 31 年 1 月頃
備 考	●就学前児童と小学生は、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査と統一して実施する。